

証拠申出書

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原 告 松 竹 伸 幸  
被 告 伊 藤 岳

証拠申出書

2025年11月21日

さいたま地方裁判所 第2民事部2B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦  
同 平 裕介  
同 伊 藤 建  
同 堀 田 有 大

原告は以下の通りの証拠調べを請求する。

一 人証の表示

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目31番13号-1階

証 人 金子昭代(呼出し)  
(尋問予定時間約30分)

二 証すべき事実

- 1 2023(令和5)年2月26日の集会における被告の演説の内容
- 2 甲6の作成の経緯

三 尋問の必要性

1 2023(令和5)年2月26日の集会(甲5)は、統一地方選挙における金子証人の「必勝」を期して開催されたものであり、また、国会議員である被告はその集会にメインスピーカーとして招かれた者である(同)。

そして金子証人も同集会に出席をして決意表明をしており(甲5)、同集会における被告の演説内容について、翌週に同証人の事務所が文書で報告をしている(甲9)。そしてこの甲9では文末に「文責=金子」と明記された上で、「伊藤演説のうち、岸田政権の大軍拡の内容を明らかにした部分を紹介します」として、ニュースの裏表を使って演説内容が紹介されている。

これらの事情に照らせば、金子証人は被告の演説を聴いていたことが明らかであり、よって、当日の被告の演説内容が要証事実である本件において、当日の被告の演説内容を金子証人に訊く必要がある。

2 甲12の報告書にあるとおり、金子証人は、甲6のワードファイルにおいて「作成者」とされている者であり、したがって、甲6の文書を現に作成した者であることが推認される。また少なくとも甲6は、金子証人の管理するパソコンコンピューターで作成されたものであることが明らかである。

かかる次第で金子証人は、その信用性に争いがある甲6につきその作成の経緯を最も良く知る者であるから、金子証人を尋問する必要がある。

四 尋問事項

別紙の通り

以上

証拠申出書

別紙

## 尋問事項

証人 金子昭代

- 1 証人の地位
- 2 2023（令和5）年2月26日に開催された「南区 党と後援会の決起集会」において被告が演説した内容
- 3 甲6の作成の経緯
- 4 その他本件に関連する事項

以上